

豊島区子どもの権利に関する条例（素案） 条 文

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第三条）
 - 第二章 子どもの権利の普及（第四条）
 - 第三章 大切な子どもの権利（第五条 - 第十二条）
 - 第四章 子どもの権利の保障
 - 第一節 区による子どもの権利の保障（第十三条 - 第十五条）
 - 第二節 家庭における子どもの権利の保障（第十六条）
 - 第三節 子どもに関わる施設における子どもの権利の保障（第十七条）
 - 第四節 地域における子どもの権利の保障（第十八条）
 - 第五章 子どもの参加（第十九条 - 第二十一条）
 - 第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復（第二十二条 - 第二十七条）
 - 第七章 子どもに関する施策の推進（第二十八条 - 第三十二条）
 - 第八章 雑則（第三十三条）
- 附則

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めていいのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの存在を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別や思い込みを見直して、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらにもっているものが子どもの権利です。子どもの

権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心をもつことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士の関わりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子ども達にとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを健やかに育てる責任があります。そのために、家庭、学校、地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それを実効あるものにするために安全・安心に暮らせる環境を整備し、あらゆる施策にこの条例の定める子どもの権利保障の理念を反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した「児童の権利に関する条約」(平成六年条約第二号)に通じる理念にほかならないのです。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子ども 原則として十八歳未満のすべての者
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- 三 子どもに関わる施設 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する施設、学校のほか、豊島区(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある子どもが育ち、遊び、学ぶ施設
- 四 区民等 区内に居住又は滞在する者(通過する者を含みます。)
- 五 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体(責務)

第三条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもに関わる施設の設置者、管理者及び職員等(以下「施設関係者」といいます。)は、子どもに関わる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用している子どもの権利を保障しなければなりません。

第二章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第四条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次の各号に掲げる普及に取り組みます。

- 一 この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- 二 地域や子どもに関わる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組みを推進するため、「としま子ども月間」を設けること。
- 三 児童虐待に係る通告について、地域や子どもに関わる施設と連携して広報と啓発活動を行うこと。

第三章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第五条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利が保障されます。

(生きることが守られる権利)

第六条 子どもは、安心して生きるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 なにものにもかえがたい生命が守られること。
- 二 差別や偏見を受けないこと。
- 三 心身を傷つけられないこと。
- 四 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重される権利)

第七条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- 二 自分の思っているところに従い、意見や信条をもち、行動すること。
- 三 子どもであるという理由で、不利な扱いを受けないこと。
- 四 自分に関する情報が正当な理由なく利用されないこと。
- 五 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決める権利)

第八条 子どもは、自分に関する事柄を自分で決めるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分に関する事柄を、発達に応じて、自ら考えるところに従い、選んで決めること。
- 二 そのために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- 三 集めた情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝える権利)

第九条 子どもは、自分の思いを伝えるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分の思いを言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- 二 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- 三 仲間をつくり、集まること。
- 四 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。
(かけがえのない時を過ごす権利)

第十条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分の成長にあわせて、憩い、遊び、学ぶこと。
- 二 ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間をもつこと。
- 三 かけがえのない時間をより充実させるために、生活習慣を学び、又成長に応じた教育を求めること。
- 四 豊かな自己や表現力を育むために、様々な文化や芸術、スポーツに触れて、親しむこと。
(社会の中で育つ権利)

第十一条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自らの思いをより確実なものにするために、住民自治や地域活動に参加すること。
- 二 住民自治や地域活動に参加するため、地域住民としての知識や能力を育むこと。
- 三 地域社会をよりよく知るために、地域に根ざした文化の伝承を受けること。
(支援を求める権利)

第十二条 子どもは、支援を求めるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- 二 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- 三 自分の権利を実現するために、支援を求めること。

第四章 子どもの権利の保障

第一節 区による子どもの権利の保障

(区による子どもの権利の保障)

第十三条 区は、子どもの権利が侵害された場合又は侵害されそうになった場合に、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第十四条 区は、子どもの権利を保障するために、主として次の各号に掲げる環境を整備し、充実させなければなりません。

- 一 生命や身体が守られる環境

- 二 安全な食生活の環境
- 三 安心して、休み、遊び、学べる環境
- 四 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- 五 文化や芸術の担い手となれるような機会
- 六 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備など)

第十五条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止に関して、主として次に掲げる必要な体制を整備しなければなりません。

- 一 児童虐待の予防及び早期発見
- 二 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援
- 三 児童虐待に関わった保護者に対する適切な指導及び支援
- 四 児童虐待防止に向けた関係機関及び民間団体等との連携の強化及び支援
- 五 児童虐待防止に向けた子どもや保護者に対する教育及び啓発

第二節 家庭における子どもの権利の保障

(家庭における子どもの権利の保障)

第十六条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、子どもの養育環境を確保し、その生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第三節 子どもに関わる施設における子どもの権利の保障

(子どもに関わる施設における子どもの権利の保障)

第十七条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び、学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士の関わりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもに関わる施設管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。

- 6 子どもに関わる施設管理者は、子ども個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、その目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもに関わる施設管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるために、研修の機会を設けなければなりません。

第四節 地域における子どもの権利の保障

(地域における子どもの権利の保障)

第十八条 区民等は、地域を構成する大切な一員である子どもにとって、安全・安心な環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 区民等は、家庭、子どもに関わる施設、地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民等は、自らが住民自治の担い手としての責務を果たし、子どもにもその責務があることを伝えなければなりません。
- 5 事業者は、この条例に定められた子どもの権利をよく理解したうえで、雇用している子どもの権利を守らなければなりません。
- 6 事業者は、雇用される者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第五章 子どもの参加

(子どもの参加)

第十九条 子どもは、権利の主体として子どもの権利を実生活に生かすことにより、社会性を培い、成長することができます。

(子どもの社会参加及び参画)

第二十条 区は、地域における子どもの社会参加を支援します。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じます。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援します。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するように努め、子どもに意見を聴き、話し合う場として「としま子ども会議」を開催します。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第二十一条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び、学ぶ存在であることを認識して、子ども

の自主的な活動を支援します。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるように努めます。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するように努めます。

第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置)

第二十二条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

- 2 擁護委員は、若干名とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者から、豊島区長（以下「区長」といいます。）が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、二年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、解職することができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、又、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をします。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。解職後についても同様とします。

(擁護委員の職務)

第二十三条 擁護委員は、次の各号に掲げる職務を行います。

- 一 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済や回復のために、助言や支援をすること。
- 二 子どもの権利侵害に関わる申立てを受け、子どもの権利侵害に関わる調査、調整を行うこと。
- 三 前号の結果、子どもの権利侵害に関わると判断される機関や関係者に対して是正要請をすること。
- 四 前号の是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

(是正要請等の尊重)

第二十四条 前条第三号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(報告の公表)

第二十五条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第二十三条第三号の是正要請及び第四号の措置の報告を公表することができます。

(救済や回復)

第二十六条 擁護委員は、家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関等と連携を図り、子

どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。

(報告)

第二十七条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表します。

第七章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第二十八条 区は、子ども、保護者、施設関係者、地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進します。

(推進計画の策定)

第二十九条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次の各号に掲げる施策について推進計画を策定します。

- 一 保護者等に対する子どもの養育支援
- 二 子どもの健全な育ちに対する支援
- 三 この条例に関する情報の発信や啓発
- 四 この条例に対する学習の機会の確保
- 五 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- 六 子どもに関わる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- 七 児童虐待についての理解の普及と防止
- 八 子どもの権利侵害に対する相談、援助、救済体制の整備
- 九 その他、前各号に定める以外の子どもの権利にかかわる施策

(子どもの権利委員会の設置)

第三十条 区は、この条例に基づく計画や施策を検証するために、豊島区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

(権利委員会の職務)

第三十一条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- 一 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査を行い、審議をすること。
- 二 検証の結果を区長に答申し、調査や審議の結果として制度の改善等を提言すること。

(提言の尊重)

第三十二条 区は、権利委員会の提言を尊重し、必要な措置をとります。

第八章 雑則

(委任)

第三十三条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。